

令和7年7月2日

お知らせ

課名	総務部財産活用課	教育庁財務課
担当	原田・下田	荒木
内線	2530・2538	4753
直通	086-226-7234	086-226-7572

NHK受信契約の未契約について

NHK受信契約について、他県等の自治体で未契約事案が公表されていることを受け、本県においても同様の案件がないか調査を実施した結果、次のとおり未契約事案があることが判明しましたので、お知らせします。

記

1 調査対象

庁内全部局（県警察を除く。）

2 未契約の件数

347件（台）

〈内訳〉 知事部局：カーナビ 33台、テレビ 10台
教育委員会：カーナビ 4台、テレビ 300台

3 未契約の期間

最長31年10か月（調査中のものを除く。）

4 未契約分に係る受信料

（調査・確認中）

5 未契約であった主な原因

受信契約を必要とする機器についての認識不足

- ・ 設置場所（部屋、自動車等）ごとに受信契約が必要であること
- ・ テレビ放送の視聴を想定していないカーナビやディスプレイについても対象となる場合があること

※なお、NHKとの受信契約については、毎年、事業所単位で確認し、NHKとの契約締結を行っているところ、上記の認識が不足していたもの

6 今後の対応

（1）受信契約の締結とそれに伴う受信料の支払い

NHKと協議・確認しながら速やかに手続きを行う。

（2）再発防止の取組

- ・ 対象機器についての認識を各所属とも共有し、適正な管理について注意喚起を行う。
- ・ 今後、新たな機器を購入・設置する際には、テレビ受信機能の可否を判断し、適切な機器を選択する。